

利子割・配当割・株式等譲渡所得割 電子申告・電子納付を御利用ください

特別徴収義務者が行う個人県民税の利子割、配当割、株式等譲渡所得割の申告及び納入は、eLTAX(エルタックス)を利用してできます。

合計金額の自動計算等の入力支援機能が利用可能！

提出先の地方団体ごとに申告データを自動で振り分けて送信可能！

複数団体への納入もまとめて支払いが可能！

御利用の流れ

1. 利用届出（新規）を行い、利用者IDと暗証番号を取得します。（未取得の場合）
2. eLTAX対応ソフトウェアの設定等の準備作業を行います。PCdeskは無料で利用いただけます。
3. 電子申告を行います。画面入力やCSVデータ取り込みが可能です。
4. 電子納入を行います。複数団体への納入もまとめて支払可能であり、便利です。

FAQ

電子納入には、どのような方法がある？

事前に金融機関への口座登録（※1）を実施した上で、口座振替をご利用いただけます。その他のチャネルや登録可能口座の詳細は金融機関一覧（※2）を御確認ください。

※1 別段預金は御登録いただけません。

※2 <https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/>

電子申告と電子納入は別の日に実施して良い？

別の日に電子納入を実施することは可能ですが、納入日が申告日として扱われるため、期限内に申告データを送信した場合でも、期限後に納入した場合は、延滞金に加えて不申告加算金を課される可能性があります。

銀行窓口で支払った際に領収書を受け取っていたが、電子化後も受け取ることは可能？

領収書は発行されませんが、納入が完了したことはメール及びメッセージボックスへのメッセージ格納で通知されます。また、システムの納入済のデータを参照することで、明細情報を確認することも可能です。

支店・事業所ごとに特別徴収義務者番号が付与されているが、eLTAXの利用者IDはそれぞれ取得可能？（利子割）

eLTAXでは1法人につき、1つの利用者IDを取得することを原則としていますが、利子割で支店ごとの納入申告を行う場合は、支店・事業所単位での利用者IDの取得も可能です。

詳細は

利子割・配当割・株式等譲渡所得割
の電子化に係る特設ページ

以下のサイトをご確認ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/news/02935>